

鈴鹿市告示第40号

鈴鹿市高齢者緊急一時保護事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月25日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市高齢者緊急一時保護事業実施要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市高齢者緊急一時保護事業実施要綱（平成26年鈴鹿市告示第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>社会福祉法人等</u> 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第25項に規定する介護保険施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の3に規定する老人短期入所施設、同法第20条の4に規定する養護老人ホームその他高齢者緊急一時保護事業を適切に実施できると認められる施設を設置する社会福祉法人等</u>をいう。</p> <p>(事業の委託)</p> <p>第3条 市は、高齢者緊急一時保護事業（第7条第1項の規定による利用の可否の決定に関する事務を除く。）を<u>社会福祉法人等</u>に委</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>介護保険施設</u> 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設</u>をいう。</p> <p>(事業の委託)</p> <p>第3条 市は、高齢者緊急一時保護事業（第7条第1項の規定による利用の可否の決定に関する事務を除く。）を<u>介護保険施設</u>を設置</p>

託するものとする。

(対象者)

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、高齢者緊急一時保護事業の対象としない。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、第2条第4号に規定する施設で一時保護を行うことが適当でないと認められる者

(委託料の支払等)

第9条 高齢者緊急一時保護事業を実施した社会福祉法人等の長は、当該事業を実施した月の翌月末日までに、高齢者緊急一時保護事業利用実績報告書(第6号様式)及び高齢者緊急一時保護事業利用請求書(第7号様式)により市長に請求するものとする。

2・3 略

する社会福祉法人等(以下「社会福祉法人等」という。)に委託することにより行うものとする。

(対象者)

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、高齢者緊急一時保護事業の対象としない。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、介護保険施設で一時保護を行うことが適当でないと認められる者

(委託料の支払等)

第9条 第3条の規定による委託に係る料金(以下「委託料」という。)の支払を受けようとする社会福祉法人等の長は、高齢者緊急一時保護事業を実施した月の翌月5日までに、当該委託料を高齢者緊急一時保護事業利用請求書(第6号様式)に高齢者緊急一時保護事業利用実績報告書(第7号様式)を添えて、市長に請求するものとする。

2・3 略

第6号様式を削り、第7号様式を第6号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

高齢者緊急一時保護事業請求書

年 月 日付け鈴 第 号で通知のあった_____に
関する 年 月分の利用料を下記のとおり請求します。

_____円

期間	請求内容	内訳	単価（円）	金額（円）
	介護保険サービス料			
	介護保険給付額			
	施設利用料			
	食事代			
	送迎費用			
	その他（ ）			
合計				

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。